



このNews Flashは、日本法人が新日米租税条約の恩典を受けるための手続きの概要をお知らせする目的で作成しています。このNews Flashに基づき、具体的な決定を下される前に、プライスウォーターハウスクーパースの担当者にご確認されることをお勧めいたします。

プライスウォーターハウスクーパース  
税理士法人 中央青山  
〒100-6015  
東京都千代田区霞ヶ関3丁目2番5号  
霞ヶ関ビル15階  
<http://www.pwc.com/jp/tax>

東京： 03-5251-2400  
大阪： 06-6479-6688  
名古屋： 052-551-8152

© 2003 PricewaterhouseCoopers.  
All rights reserved.

### **米国内国歳入庁(IRS)は、外国法人に対する連邦源泉税の取り扱い規定をまとめた財務省規則および租税条約の恩典を受ける際の報告義務に関する財務省規則を、2002年1月1日付けで改正しました。この改正により従来米国において報告義務のなかった日本法人でも書類や報告書の提出が必要となるケースがありました。さらに、今回日米間の租税条約が改正されたことにより、上記の報告書提出の義務が強化されました。**

米国内国歳入庁(IRS)は、外国法人に対する連邦源泉税の取り扱い規定をまとめた財務省規則および租税条約の恩典を受ける際の報告義務に関する財務省規則を、2002年1月1日付けで改正しました。この改正により従来米国において報告義務のなかった日本法人でも書類や報告書の提出が必要となるケースがありました。さらに、今回日米間の租税条約が改正されたことにより、上記の報告書提出の義務が強化されました。

このNews Flashでは新租税条約の恩典を受けるために必要な手続きや留意点を簡単にご紹介いたします。

#### (1) ポイント

- 1) 改正点
- 2) 留意点
- 3) 日米租税条約の適用を受けるための書類および報告書提出義務の要点

#### (2) 解説

- 1) 配当・利子・使用料に対する米国源泉税
- 2) 日本法人によるForm W-8BENの提出
- 3) 日本法人によるForm 1120FとForm 8833の提出義務

## (1) ポイント

### 1) 改正点

以下の所得を米国法人から受領した日本法人は、当該所得について日米租税条約の軽減税率の適用を受けた旨を受領年度の決算日後6ヶ月目の15日までにForm 1120FにForm 8833を添付して米国税務当局（IRS）に提出する必要があります。

	現行条約	新条約（2004年7月1日以降） 主要項目のみ列挙
報告義務が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本法人が議決権株式を10%以上保有する米国法人から配当を受取った場合(*)</li> </ul> <p>（つまり、配当に対する源泉税率が10%に軽減される場合）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本法人が50%を超える議決権株式を直接または間接に保有している米国法人から受取る配当、<u>利子および使用料</u>の合計金額が50万ドルを超える場合。</li> <li>日本法人が10%を超える議決権株式を直接または間接に保有している米国法人から受取る<u>配当</u>に対して5%の源泉税が適用される場合(*)。</li> </ul>

\* IRSは個人同様法人に対しても、年間合計受取額が1万ドル以下の場合の報告義務の免除の意図を明らかにしていますが、具体的に施行の明細は財務省規則の改正等では出されていません。

### 2) 留意点

新条約においては、すべての日本法人が新条約の恩典の適用を受けられる訳ではありません。あらたに、「適格居住者」にのみ条約が適用となるという規定が盛り込まれました。

	現行条約	新条約「適格居住者」（主要項目のみ）
条約の恩典を受けられる 日本法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本国の法人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>主たる株式が日本または米国の公認有価証券市場に上場され、通常取引されている法人。</li> <li>各種類の株式の50%以上が5社以下の上記上場法人に所有されている法人。</li> <li>各種類の株式の50%以上が日本の居住者である個人または上記上場企業等により所有されており、かつ、当該年度において日本および米国の居住者以外の居住者に支払われた損金額の総所得額に占める割合が50%未満であること。</li> </ul>

従って、例えば非上場米国法人が過半数を有する日本の子会社は、別途日本の税務当局の承認が得られない限り、日本の居住法人として認められない可能性があります。

### 3) 日米租税条約の適用を受けるための書類および報告書提出義務の要点

- 配当、利子およびロイヤルティ等を米国子会社や米国法人から受取る前に、当該支払法人にForm W-8BENを提出する。
- 上記所得を米国子会社から受取る場合には、米国納税者番号を取得し、上記Form W-8BENに記載する必要がある。
- Form W-8BENを提出しない場合には、日米租税条約の軽減税率が適用されなくなる。
- 配当を受領した年度の決算日後6ヶ月目の15日までに、Form 1120FにForm 8833を添付して米国税務当局（IRS）に提出するケースがある（下記(2)-3）ご参照）。
- Form 1120FとForm 8833を提出しない場合には、1万ドルのペナルティが課される。

## (2) 解説

### 1) 配当・利子・使用料に対する米国源泉税

米国法人が外国法人に配当・利子又は使用料等を支払う場合には、支払者である米国法人が支払時に所得税を源泉徴収し、その源泉税額を内国歳入庁（以下「IRS」）に納付する義務を負います。源泉税率は米国国内法では30%と規定されています。しかしながら、新日米租税条約が適用される場合には、米国法人が日本法人に支払う配当・利子・使用料の源泉税率は以下の通り軽減されます。

所得の区分	条項番号	税率
配 当	第12条	10% 原則
		5% 10%以上の資本関係がある場合
		0% 50%超の資本関係がある場合
利 子	第11条	10%
使用料	第12条	0%

### 2) 日本法人によるForm W-8BENの提出の義務

#### Form W-8BENの提出

租税条約により源泉税率の軽減あるいは免除の恩典を受けるためには、租税条約の適用を受ける資格のある旨の証明書（Form W-8BEN）を受取法人である日本法人が支払法人である米国法人に提出する義務を課しています。なお、当該証明書は配当等の支払いが行われる前に提出する必要があります。Form W-8BENはIRSに提出する書類ではなく、配当、利子又は使用料等を受取る非居住者又は外国法人が作成、署名し、支払いを行う米国法人が保管しておくものです。

この証明書においては、当該日本法人が「適格居住者」（2ページを参照下さい）であるかどうかの証明は必要とはされません。（逆に、日本法人が米国法人に支払う配当、利子または使用料について新条約の適用を受ける場合には、当該米国法人から「適格居住者」の証明書の取得が必要となります。）

なお、2000年までの支払いに関してはForm W-8やForm 1001という古いフォームを使用することが可能でしたが、2001年1月1日からは当該支払いについては原則としてForm W-8BENの使用が義務付けられています。

#### Form W-8BENの記載事項 - 日本法人による米国納税者番号の取得

配当・利子又は使用料等を米国法人から受取る外国法人が、日米租税条約の恩典（すなわち、条約で規定されている軽減税率あるいは免税の適用）を受けるためには米国連邦納税者番号を取得し、Form W-8BENにそれを明記することが義務付けられています。法人の米国納税者番号の取得には納税者番号申請書（Form SS-4）をIRSセンターに送付することとなります。なお、日本の法人が以前に米国に駐在員事務所を維持していた等の理由により、既に米国納税者番号を取得している場合は以前に取得した番号が使用できますので、新たに申請する必要はありません。

#### Form W-8BENの有効期限

米国納税者番号が記載されたForm W-8BENでその記載内容に変更がなく、暦年中に最低一回の配当・利子又は使用料等の受け取りがあり、かつその支払いに関する情報がForm 1042SによりIRSに報告されている場合には、一旦支払法人に提出したForm W-8BENは無期限に有効となります。

上記の条件に該当しない場合には、受取人がForm W-8BENに署名した日から3年間経過した後の12月31日まで有効です。例えば2004年5月1日に署名されたフォームは2007年の12月31日まで有効です。ただし、その期間中に記載内容に変更（国内の住所変更を除く）があった場合には変更があった日から30日以内に支払法人にその旨を書面で通知するか、Form W-8BENを新しく作成し直さなければなりません。

なお、2004年7月1日から新日米条約の源泉税の規定が発効されることから、旧条約の規定に基づいてForm W-8BENを提出している場合には、新条約の規定に基づいて再度当該書類を提出し直す必要があります。

### **3）日本法人によるForm 1120FとForm 8833の提出義務**

#### Form 1120FとForm 8833の提出義務

日米租税条約の恩典を受けるためには一定の条件に該当する場合、外国法人用米国連邦法人税申告書（Form 1120F）にForm 8833（租税条約による恩典を適用する場合の情報開示のための様式）を添付して提出することを義務付けています。

#### Form 1120FとForm 8833を提出する必要のある日本法人

新日米条約の源泉税の規定が発効する2004年7月1日以降に、報告義務が必要となる場合は以下の通りです。

- 各事業年度において、日本法人が50%を超える議決権株式を直接または間接に保有している米国法人から受取る配当、利子および使用料の合計金額（本年度については2004年7月1日以降に受領する金額）が50万ドルを超える場合。
- 日本法人が10%を超える議決権株式を直接または間接に保有している米国法人から受取る配当に対して5%の源泉税が適用されている場合。（主要な場合のみ列挙しています）

なお、本来米国法人税申告書を申告する義務がない日本法人については、上記の米国法人税申告書上で所得額を記載する必要はありません。つまり、源泉課税以外に米国法人所得税の課税関係は発生しません。したがって、この申告書に記載されている幾つかの質問事項に回答し、Form 8833を添

付してフィラデルフィアにあるIRSセンターに提出することになります。

Form 8833において開示すべき情報が開示されていない場合には、開示漏れ一件につき法人の場合は\$10,000、それ以外の納税者の場合は\$1,000のペナルティーが課せられますのでご注意ください。

なお上記のFormについては、IRSのホームページ

(<http://www.irs.gov/formspubs/display/0,,i1=50&genericId=10204,00.html>)からダウンロード可能です。

以上

詳しくは下記の者までご連絡下さい。

担 当 者

電 話 番 号

e-mail

土井 尚

03-5251-2869  
052-551-8152 (名古屋)

hisashi.doi@jp.pwc.com